〇定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ケイ・ウノと称し、英文では、K-uno, CO., LTD. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1)宝石、貴金属の加工、販売
 - (2)服飾品、皮革製品、時計の製造、販売
 - (3) 衣料品、靴、鞄、ベルトの製造、販売
 - (4) 古物売買業務ならびにその委託業務
 - (5)ブライダルに関する企画および運営業務
 - (6)前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、3,772,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第10条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告 して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権 者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするこ とができる。

第3章 株主 総 会

(招集)

- 第11条 定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (招集権者および議長)
- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
 - 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、 あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使する ことができる。
 - 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める 事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって 選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期が満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役 を選定する。
 - 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名 を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を 選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した 取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める 事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署 名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において 定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社 法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責 任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である ものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に 該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該 契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、 出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に 別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
 - 2 未払の期末配当金には利息をつけない。